川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付要綱

令和6年4月1日
5川こ児第7392号
市　長　決　裁

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市学習支援・居場所づくり事業（24川健生自第1146号）に登録する児童のいる世帯に対し、その児童が高等学校等の進学のための受験に向けた模擬試験を受験する際の費用を補助することにより、高等学校等への進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　この要綱に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、川崎市学習支援・居場所づくり事業に登録している児童のうち、申請する月の属する年度において学校教育法に定める中学校の第３学年に在籍している者（以下「対象児童」という。）を現に扶養している者（以下「保護者」という。）であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、本要綱と同様の内容の補助金を交付されていない者又は交付される予定のない者に限る。

（１）　生活保護受給世帯

（２）　ひとり親家庭又は養育者家庭であって、申請する月の属する年度（４月から５月までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第６条の７の規定は適用しない。）

（３）　対象児童と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で対象児童と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（４月から５月までに申請する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

（補助金の対象）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、対象児童が高等学校等への進学を目的として、中学校の第３学年の年度に受験する模擬試験の受験料とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に定める補助経費のうち、保護者が負担した範囲において、対象児童１人あたり6,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請及び実績報告）

第５条　補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助経費が確定した後、次の各号に掲げるいずれかの方法により、必要書類を添えて市長に補助金の交付を申請するとともに、補助金による成果について報告しなければならない。

（１）　別表第１に掲げる事項について、別に指定する媒体を用いて電子申請を行う方法

（２）　川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）を提出する方法（第２条第３号に該当の場合は、世帯調書（第１号様式の２）を添付する。）

２　交付申請及び実績報告は、別に指定する日までに行わなければならない。

３　前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請内容その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第７条　補助金は、前条第１項による補助金の交付決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付に関する調査）

第９条　市長は補助金の交付について必要と認めたときは、申請者又は交付を受けた者に対し、報告又は必要な書類の閲覧を求めることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第 10 条　補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年２月２７日から施行する。

（別表第１）

入力項目	誓約・同意事項の確認
	申請者（保護者）の氏名・住所
	対象児童の氏名
	対象児童が登録している教室名
	保護者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
	生活保護受給の有無
	児童扶養手当受給の有無
	対象児童および申請者と同一の世帯員（世帯が別であって、生計を同じくする者を含む）全員の氏名及び続柄並びに住所（申請者と住所が異なる場合）（第２条第２号に規定する生活困窮世帯のみ）
	交付申請する補助金の額
	補助金の振込先口座情報 ※ 保護者の名義の口座に限る。
	実績報告
添付書類	申請者が補助金の交付対象であることを確認するための第２条各号に規定する対象者区分に応じた書類のデータ （１）生活保護世帯（第２条第１号） 本人確認書類 （２）ひとり親家庭又は養育者家庭（第２条第２号） 児童扶養手当証書又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあることを証する書類 （３）非課税世帯（第２条第３号） 対象児童及びその保護者と同一の世帯員全員の市民税の課税状況を証する書類 （４）その他、交付対象者であることを証すると市長が認めるもの
	交付申請する補助経費を保護者が負担したことを証明する書類等のデータ

第１号様式

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書

（申請者）　〒 ＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ　　）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請すると同時に実績を報告します。また、補助金の交付にあたり、必要な事項の確認のために児童扶養手当・生活保護の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

交付申請

１　対象児童の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（フリガナ：　　）

２　対象児童について、過去に他自治体を含め同様の内容の補助金の交付は受けていません

□（受けていない場合は、☑を付けてください）

３　対象児童の登録している教室名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿教室

４　生活保護受給の有無　□　受けている　□　受けていない　（どちらかに☑を付けてください）

５　児童扶養手当受給の有無　□　受けている　□　受けていない　（どちらかに☑を付けてください）

６　申請する補助金の額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

７　振込先口座情報　※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名・金融機関コード								
支店名・支店コード								
口座番号	普通							
口座名義（カタカナ）								

実績報告　（確認して□にチェック☑してください。）

□　本補助金により、対象児童が大学等へ受験する環境を整えることができました。

添付書類　（次の書類を添えて提出してください。）

□　申請する金額を負担したことを証明する書類（領収書等）

□　生活保護受給世帯：本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

ひとり親家庭又は養育者家庭：児童扶養手当証書又は児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にあることを証する書類

非課税世帯：世帯調書（第１号様式の２）、同一の世帯員全員の住民税の課税状況を証する書類

第１号様式の２

世　帯　調　書

申請に当たり、対象児童及び申請者と同一世帯員について記載してください。（住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）

申請者（保護者） 氏　名		対象児童 氏　名	

1	氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	続柄
	住　所（別居の場合）	（〒　　－　　）	
2	氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	続柄
	住　所（別居の場合）	（〒　　－　　）	
3	氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	続柄
	住　所（別居の場合）	（〒　　－　　）	
4	氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	続柄
	住　所（別居の場合）	（〒　　－　　）	
5	氏　　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	続柄
	住　所（別居の場合）	（〒　　－　　）	
（備　考）			

同一世帯員全員の住民税の課税状況を証する書類を添付してください。

第２号様式

川崎市指令　　第　　号

様

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

年　　月　　日

川崎市長

１　補助金交付決定額　　円

２　対象児童

３　交付の条件

（１）この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。

（２）この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに申し出てください。

４　前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

第３号様式

川崎市指令　　第　　号

様

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年　　月　　日

川崎市長

不交付の理由